

# 職長・安全衛生責任者教育申込書（受講票）

職長教育センター御中

職長・安全衛生責任者教育を振込証明書・免許証等を添付して申し込みます。

受講者	ふりがな	しょうわ たろう		携帯	090 (1234) 5678		
	氏名	昭和 太郎		職種	鳶工事		
	生年月日	平成2年10月18日				満 27才	
	住所	〒123-4589 (自動車免許証・保険証に記載の住所) 愛知県稲沢市七ツ寺町70-4					
	受講履歴	職長教育	振込	免許証等			
	ない	初めて	振込証明	免許証・保険証			

※持ち物 ボールペン（鉛筆禁止）、メガネ（老眼鏡） 服装：靴（サンダル禁止）

受講種類	・新規	・再受講（能力向上教育 6時間）
受講日	1日コース平成29年10月22日（日）9時（稲沢8時15分～17時）	
受講会場	札幌市・函館市・八戸市・盛岡市・仙台市・福島市・郡山市・いわき市・深谷市 東京都江戸川区・千葉市・小田原市・富士市・浜松市・中津川市・高浜市・ 稲沢市・四日市市・大津市・京都市・堺市・三田市・西宮市・広島市	

職長・安全衛生責任者教育	1、職長・安全衛生責任者教育14時間コース 1日目 年 月 日（ ） 2日目 年 月 日（ ）	
	2、わたくしは「職長・安全衛生責任者教育」に関して、法六十条の安全又は衛生に関する教育のうち下記の事項に関して事業者で行うことを申請します。 ア、事業者教育（労働安全衛生トレーナーによる教育） ・法六十条第1号に掲げる事項 2時間 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法 ・法六十条第3号に掲げる事項 4時間 一 危険性又は有害性等の調査の方法 二 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 三 設備、作業等の具体的な改善の方法 ・法六十条第3号に掲げる事項 1. 5時間 異常時における措置 災害発生時における措置 イ、労働安全衛生規則四十条三三項「事業者は、前項の表の上欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる」を根拠として一部省略します。	

注 申込後はいかなる事由においても受講料は返金出来かねます。

注 受講は申込者、申込日のみ有効です。再受講は出来ません。

注 受講票（申込書）を会場へ持参して下さい。

振込先 楽天銀行サンバ支店 普通預金 7001352 口座名義 株式会社昭和企画

平成 29年 10月 18日

事業者情報	会社名	しょうわきかく 株式会社昭和企画		
	代表者	代表取締役 昭和 一郎 <small>個人申込は不可、会社名、屋号を記入</small>		
	所在地	〒492-8439 愛知県稲沢市七ツ寺町70-4	担当者	平成 五郎
	TEL	0587-36-3271	FAX	0587-36-0361

ファクス 0587-36-0361